

各 教 育 局 長
関 係 道 立 学 校 長
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 川 端 雄 一

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

このことについては、平成 28 年 9 月 28 日付け教生学第 634 号北海道教育庁学校教育局長通知により、各学校や各市町村教育委員会において様々な支援に取り組んでいただいているところであり、過日、各学校における不登校に係る相談窓口の周知や不登校児童生徒の状況の改善等に向けた取組について調査を行いました。

道内（札幌市を除く）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の 7 月末現在の不登校の状況は、すでに 30 日以上欠席となっている児童生徒が小・中・高合わせて 2,000 人以上、10 日～29 日の欠席が約 1,800 人いるなど、憂慮すべき状況となっております。

ついては、次のとおり、今後の不登校児童生徒への支援の在り方をまとめたので、各学校や市町村教育委員会において確実に取組を進めるようお願いいたします。

記

1 児童生徒理解・教育支援シート等の作成

- 在籍している不登校児童生徒に対し、児童生徒理解・教育支援シート等、不登校児童生徒への支援の状況等を位置付けたシート（以下、本シート等）を作成していない学校が見られることから、各学校においては、保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、本シート等を活用した組織的・計画的な支援を積極的に推進すること。
- 本シート等の作成に当たっては、欠席 30 日以上を作成の目安とするのではなく、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑みて、早期の段階から作成し、組織的・計画的な支援を行うこと。

2 専門的機関等で相談・指導を受けていない児童生徒への対応

- 欠席 30 日以上の子児童生徒のうち、専門的機関等で相談・指導を受けていない割合は、これまでの調査と比較し減少しているものの、欠席 10 日～29 日の児童生徒については専門的機関等で相談・指導を受けている割合が低い傾向が見られたことから、早期の段階から養護教諭やスクールカウンセラー、相談員等による学校内における専門的な相談・指導を開始するよう努めること。
- 不登校児童生徒及びその保護者が、教育支援センターや教育センター等教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等の学校外において専門的な相談・指導を受けられるよう、引き続き、相談窓口の周知徹底を図ること。
- 長期間、不登校となっている児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、関係機関等による支援の一層の充実を図ること。

(生徒指導・学校安全グループ)